

高千穂町告示第122号

令和2年第4回高千穂町議会定例会を次のとおり招集する

令和2年11月27日

高千穂町長 甲斐 宗之

- 1 期 日 令和2年12月7日
 - 2 場 所 高千穂町役場議場
-

○開会日に応招した議員

佐藤さつき議員	板倉 哲男議員
磯貝 助夫議員	安在 昭則議員
本願 和茂議員	中島 早苗議員
馬原 英治議員	佐藤 久生議員
坂本 弘明議員	工藤 博志議員
富高健一郎議員	富高 友子議員
佐藤 定信議員	

令和2年 第4回 高千穂町議会定例会会議録(第1日)

令和2年12月7日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和2年12月7日 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第83号 高千穂町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第84号 教育関係の公の施設に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第85号 高千穂町文化財保護条例の一部改正について
- 日程第8 議案第86号 高千穂町コミュニティセンター使用料徴収条例の一部改正について
- 日程第9 議案第87号 高千穂峡淡水魚水族館入場料徴収条例の一部改正について
- 日程第10 議案第88号 高千穂町光ケーブルネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第89号 令和2年度高千穂町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第12 議案第90号 令和2年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第91号 令和2年度高千穂町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第92号 令和2年度高千穂町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第93号 令和2年度高千穂町国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)
- 日程第16 議案第94号 高千穂町公の施設等指定管理者の指定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第83号 高千穂町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第84号 教育関係の公の施設に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第85号 高千穂町文化財保護条例の一部改正について

農地整備課長 …………… 佐藤 峰史 建設課長 …………… 佐藤 雄二
会計管理者 …………… 興梠 貴俊 病院事務長 …………… 戸高 雄司
保健福祉総合センター事務長 …………… 林 謙一
上下水道課長 …………… 江藤 良一
教育委員会次長兼教育総務課長 …………… 河内 晴彦
監査委員 …………… 中尾 清美

午前10時00分開議

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 皆さん、おはようございます。

御起立をお願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 御着席ください。

○議長（工藤 博志議員） ただいまから、令和2年第4回高千穂町議会定例会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（工藤 博志議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、議席番号7番、中島早苗議員、議席番号8番、馬原英治議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（工藤 博志議員） 次に、日程第2、会期の決定について議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から12月18日までの12日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月18日までの12日間と決定しました。

なお、今会期の内訳につきましては、皆様のお手元に配付しています会期日程表のとおり行うこととします。

日程第3. 諸般の報告

○議長（工藤 博志議員） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、監査、検査結果の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第199条の規定に基づく定期監査及び地方自治法第235条の規定に基づく例月現金出納検査の結果が議長に提出されていますので、その写しの配付をもって報告とします。

続いて、議会運営委員会の閉会中の継続調査の報告を行います。

議会運営委員長から、委員会調査報告書が議長に提出されていますので、その写しの配付をもって報告とします。

続いて、議員派遣の報告を行います。

会議規則第129条第1項の規定に基づき、皆様のお手元に配付しましたとおり、議長において議員を派遣しましたので、報告します。

続いて、請願・陳情の処理報告を行います。

本日まで受理しました陳情1件につきましては、陳情文書表のとおり処理することとしたので、報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告

○議長（工藤 博志議員） 次に、日程第4、行政報告を求めます。町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） おはようございます。令和2年高千穂町議会第4回定例会に、議員の皆様には大変お忙しい中に御出席を頂き、心から感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症のいわゆる第3波が一向に収まる気配のない中で、報道等で御存じのとおり、本県におきましても先月30日に、日向市の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザ陽性が確認され、その後、都農町、都城市と3日連続で発生し、合わせて約10万6,000羽の鶏が殺処分されたところであります。

本町におきましては、15農場に約45万羽が飼養されていますが、農林振興課及び町自衛防疫推進協議会を通じ、県の事業とも連携した消毒用石灰の配布を行うとともに、徹底した防疫対策を呼びかけているところであります。

さて、最近はやや暗いニュースばかりではありますが、大変おめでたいニュースであります。

皆様、既に御存じのことと思いますが、本年秋の叙勲におきまして、前町長である内倉信吾氏が旭日双光章の栄に、また前高千穂町選挙管理委員会委員長の後藤邦治氏が旭日単光章の栄に浴されました。それぞれの御功績が認められたものであり、心よりお祝いを申し上げます。町主催の祝賀会を計画したいと思っておりますが、新型コロナの影響によりまして、時期的には少し先

になるかと考えているところでございます。

それでは、当面いたします町政につきまして御報告を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症に対応する町内の状況について報告をいたします。

まず、観光についてでございます。本町の観光資源の一つでもある各地区夜神楽につきましては、例年ですと11月中旬から2月中旬にかけて町内約20の地区で夜神楽が奉納され、週末には各地区で観光客の皆様を含め多くの人でにぎわうところではありますが、今年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ほとんどの地区で神事のみ、あるいは幾つかの舞だけを奉納するというので、一般のお客様には公開はしないということでもあります。

そのため、例年、町で取りまとめております日程表なども今年は配布せず、積極的な情報公開は行っておりません。町外の皆様からもお問合せを頂いているところではありますが、状況を説明し、御了解を頂いているところでございます。

そういった状況の中、一方ではG o T o トラベルのおかげもあり、宿泊など観光全体としては活気を取り戻してきたようでもあります。平日でも高千穂峡やあまてらす鉄道の駐車場はいっぱいでありまして、11月の3連休は高千穂峡のボートに関しては午前中で受け付けを締め切るような状況でありました。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業を活用し、旅館業組合と連携して取り組む宿泊時にお買上げいただいたお土産品の送料を負担する事業については、11月から事業を開始し好評のようでありまして、町独自の宿泊助成制度については、来年1月1日からの宿泊について適用する予定で準備を進めております。

次に、商工業関係についてであります。「支え合おう高千穂！全力応援商品券」と銘打ったお一人5,000円分の商品券配付事業ですが、9月1日現在で住民基本台帳登録のある4,987世帯1万1,905人分、金額にして5,952万5,000円分の商品券を配付しております。これにつきましては、使用期限を12月末日までとしておりますので、短期的には商工業振興に一定の効果はあると考えているところでございます。

また、今年は商工会発行の商品券事業についても補助金を増額しておりますが、今年2回目の商品券発行についても12月1日から販売を開始しております。今回はプレミアム率20%で、1万2,000円分の商品券が1万円で購入できるというものです。販売数は6,500セットで額面7,800万円ということになります。これも年末に向けて売行きは好調のようであります。

観光・商工業の振興については、当面は町民の皆様への感染拡大の御心配にも配慮しつつ、また関連団体や事業者と連携を取りながら積極的に事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、九州中央自動車道の進捗状況について御報告をいたします。

御案内のとおり、九州中央自動車道は、九州の東側と西側を中央でつなぐ幹線道路でありまし

て、本町の発展はもとより、九州の一体的な発展を図る上でも極めて重要な役割を担うものであり、早期整備に向けて関係者一丸となって取り組んでいるところであります。

まず、今年の3月31日に事業化となりました蘇陽五ヶ瀬道路7.9キロ区間でございますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で延び延びになっておりました、実施計画策定に向けた測量の中心くい打ち式が先月23日、五ヶ瀬町町民センターにおいて執り行われました。当日は九州地方整備局の村山局長や3名の国会議員の先生方をはじめ、河野知事、丸山県議会議長にも参加を頂き、コンパクトな中にも大変内容の濃い式典となり、これからの事業進捗が期待されるところでございます。

次に、平成30年3月に事業化となりました五ヶ瀬高千穂道路9.2キロ区間でございますが、今年、実施設計が完了し、土地の所有者を対象に設計説明会を開催して、現在、用地測量に着手しております。来年度より本格的に用地買収に取りかかり、一部工事にも着手する計画で進められております。

次に、高千穂日之影道路5.1キロ区間でございますが、雲海橋から深角間が平成30年11月に開通し、残りの日之影町深角から平底間2.3キロ区間も令和3年中の開通が公表されており、沿線自治体としては継続的に一日も早い開通を要望しているところでございます。また、計画段階評価の完了している高千穂雲海橋間の約3キロ区間につきましては、早期事業化に向けて強く要望活動を続けているところでございます。

このような状況の下、10月の29日から30日にかけて、県北の高速道路整備促進期成会の代表者で、九州地方整備局、国土交通省、財務省への提言活動を行ったところでございます。各省庁ともコロナ対策の中で大変厳しい状況ではありますが、事業の必要性については十分御理解いただいております、早期整備が図られるものと考えております。

12月1日、新聞やテレビ報道にて、今年度で終了予定であった3か年の防災・減災、国土強靱化のための緊急対策措置が令和3年度から5年間延長され、15兆円規模になることが示されました。全国の自治体が一丸となって要望してきたこの予算措置が実施されれば、九州中央道の整備促進にも弾みがつくものと期待をしているところでございます。今後とも早期完成に向け、沿線自治体が官民一体となって取り組んでいく所存でございます。

次に、来年度の予算編成時期となりましたので、その編成方針につきまして御報告をいたします。

まず、国の予算編成の方向性であります。政府は「経済財政運営と改革の基本方針2020」において、我が国は新型コロナウイルス感染症拡大により、これまで経験したことのない国難とも言うべき局面に直面しており、製造業やサービス業など様々な分野の経済活動に甚大な影響を及ぼし、休業者が大幅に急増するなど雇用情勢も極めて厳しい状況にあるとしており

ます。

今後は、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りながら、ポストコロナ時代の新たな日常を通じた質の高い経済社会の実現を目指すこととし、デジタル化への集中投資と環境整備を進め、国、地方一体での業務プロセス、情報システムの標準化・共有化に集中的に取り組み、併せて国と地方が連携し、複数自治体による広域的な対応を可能とする公共サービスの広域化・共同化を進め、将来の人口構造の変化に対応した持続可能な地方行財政制度を構築するとしております。

続きまして、宮崎県の予算編成の方針ですが、昨年6月に策定した財政健全化指針に基づき、引き続き健全な財政運営を維持しつつ、新型コロナウイルス感染症対策や人口減少対策、防災・減災、国土強靱化対策をはじめとする本県の諸課題に的確に対応するとともに、ポストコロナの地域社会を見据え、本県の持続可能な成長につなげる取組について積極的な展開を図るとしております。

基本的な視点は、県民の命と暮らしを守る、人口減少対策に徹底して取り組む、ポストコロナの地域社会を牽引する。この3つの視点に沿った次の4つの施策に重点を置き、取組を進めていくこととしております。

第1に、「コロナ危機の克服と新たな成長の基盤づくり」として、(1) 県民の命と暮らしを守る医療・検査体制の充実と感染拡大防止の徹底。観光関連産業、飲食業など様々な経済活動の新しい地域生活様式への適応。(2) 本県ならではの暮らし方の情報発信や移住者受入環境の整備促進。(3) 行政や県内企業のデジタル化・オンライン化への対応強化。

第2に、「将来を支える人材づくり」として、(1) キャリア教育の充実や教育現場におけるICTを活用した学習活動や遠隔教育等への対応強化。(2) 子育てしやすく働きやすい社会づくり。切れ目のない結婚・子育て支援、働き方改革やワークライフバランスの促進。

第3に、「地域経済を牽引する産業づくり」として、(1) 成長分野の競争力強化、成長期待企業など地域中核企業の育成支援、省力化・生産性向上に向けた支援。(2) 人手不足に対応した新技術の導入や販路拡大等への取組支援、地域を支える中小企業・小規模事業者の事業継続支援。

第4に、「魅力あふれる選ばれる地域づくり」として、(1) 観光みやぎきの再生加速化とスポーツランドみやぎきのさらなる進化。(2) 県民生活を支える地域交通網や物流網の維持・充実、命を守り、経済活動を支えるインフラ整備等の国土強靱化を推進する。

以上が、県の予算編成の方針であります。町としましては、県の事業について十分に情報を把握し、県や関係機関と緊密に連携を取りながら事業を実施していく必要があると考えております。

さて、本町の財政状況でございますが、令和元年度一般会計決算では、町税や財産収入といった自主財源割合は歳入総額の25.3%に過ぎず、また依存財源で歳入総額の42.2%を占めた

地方交付税については、令和3年度予算の総務省の概算要求額では約2%増となっておりますが、新型コロナウイルス感染症対策への費用増加が見込まれ、地方への配分に影響が及ぶことも危惧されます。

一方、財政調整基金や減債基金といった一般会計の基金保有額は約26億円と、将来の財源不足にある程度対応できる保有額を維持しているものの、ここ数年、基金の取崩しが続いており、引き続き慎重な財政運営に努める必要があります。

令和3年度は、歳入においては、町税が新型コロナウイルスの影響による大幅な減収が予想され、地方交付税についても、先ほど申しあげましたように不透明な状況でございます。

歳出においては、都市再生整備計画事業及び町道の改良事業、特別会計・企業会計への操出金及び西臼杵3町による常備消防署の維持運営費等に多額の経費を要するほか、今後、鉄道公園化構想など、コロナ後の観光誘客に備えた新たな観光地づくりを年次計画的に実施する必要があるため、将来の財政運営については大変厳しい状況であります。

過疎化・少子高齢化が進む本町では、今後も歳入の先細りが懸念されますが、起債や基金の取崩しに頼り過ぎず、限られた財源を有効に活用しながら、現在策定作業を進めております令和3年度からの「第6次高千穂町総合長期計画」並びに「第2期高千穂町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を念頭に置いた事業を効率的に行い、なおかつ、本町の抱える課題や情勢をよく認識し、全職員の知恵と工夫による事業の見直しや改善にも力を入れてまいりたいと考えております。

行財政改革の着実な前進を目指し、活気にあふれた、もっと元気な高千穂町づくりに向けた予算編成に取り組む所存であります。

以上、行政報告といたします。

○議長（工藤 博志議員） 以上で、町長の行政報告が終わりました。

日程第5. 議案第83号

日程第6. 議案第84号

日程第7. 議案第85号

日程第8. 議案第86号

日程第9. 議案第87号

日程第10. 議案第88号

日程第11. 議案第89号

日程第12. 議案第90号

日程第13. 議案第91号

日程第14. 議案第92号

日程第15. 議案第93号

日程第16. 議案第94号

○議長（工藤 博志議員） 次に、日程第5、議案第83号から日程第16、議案第94号までの条例改正議案6件、補正予算議案5件、その他議案1件の町長提出議案12件を一括議題として提案理由の説明を求めます。

最初に、町長の説明を求めます。町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、提案理由の説明を申し上げます。

本日、提案します議案は、条例案件6件、補正予算5件、その他1件の合計12件でございます。

初めに、議案第83号高千穂町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

平成30年の税制改正により、働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人を応援し、働き方改革を後押しする観点から、令和3年1月より、給与所得控除額や公的年金控除額を10万円減額し、その分を基礎控除額に10万円上乘せする個人所得課税が改正されております。

このことから、今回、国保税も同じ取扱いとし、国保被保険者に不利益が生じないようにするため、国保税の基礎控除相当分の基準額を現行の33万円から43万円に10万円引き上げるなどの改正であります。

この改正は、令和3年1月1日から施行し、令和3年度以降の国民健康保険税に適用されます。

次に、議案第84号教育関係の公の施設に関する条例の一部改正について御説明いたします。

今回の改正は、田原中学校が令和2年度末をもって廃校となることを受けて、教育関係の公の施設から田原中学校を削除するものでございます。

次に、議案第85号高千穂町文化財保護条例の一部改正について御説明いたします。

このたびの改正は、内容の変更はございませんが、引用する文化財保護法の条文番号の変更と文言の変更でございます。

次に、議案第86号高千穂町コミュニティセンター使用料徴収条例の一部改正について御説明いたします。

入場料を減免できるものとして、身体障害者手帳及び療育手帳所持者及びその介護者と定めておりますが、精神障害者保健福祉手帳所持者及びその介護者も入場料減免の対象に加えるものであります。

次に、議案第87号高千穂峡淡水魚水族館入場料徴収条例の一部改正について御説明いたします。

条例第3条中、入場料を減免できる者として、第1号において、身体障害者手帳及び療育手帳所持者と定めておりますが、今回、精神障害者保健福祉手帳所持者も入場料減免の対象に加える

ものであります。

次に、議案第88号高千穂町光ケーブルネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明いたします。

条例第12条及び第14条において、引込工事費及び利用料の減免について規定しており、その中で身体障害者手帳及び療育手帳所持者については減免ができることとしておりますが、今回、精神障害者保健福祉手帳の所持者もこの減免の対象に加えるものであります。

次に、議案第89号から議案第93号までの補正予算議案5件について御説明いたします。

まず、議案第89号令和2年度高千穂町一般会計補正予算（第5号）についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,618万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を112億8,639万8,000円とするものでございます。

まず、歳入につきましては、事業費の変更による国県支出金及び町債等の補正、新型コロナウイルスの影響による財産収入の減額補正を行っております。

繰入金は、財源調整のため、財政調整基金繰入金を計上しております。

歳出につきましては、道の駅の運営事業費の減額、天岩戸の湯改修費及び災害復旧費の計上が主なものでございます。

議案第90号から議案第93号までの各特別会計の補正予算につきましても、事業の進捗に伴う事業費の増減が主なものでございます。

次に、議案第94号高千穂町公の施設等指定管理者の指定についてであります。高千穂町公の施設及び教育関係の公の施設指定管理者基本協定書の5年間の指定期間が令和3年3月31日となっておりますので、新たに公募による募集を行いました。

選定委員会を開催し、選考した結果、指定管理者の候補者として、宮崎市生目台西三丁目4番地2、株式会社文化コーポレーション代表取締役、齊藤総一郎氏を選任いたしましたので、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、提案理由を説明いたしました。詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明しますので、御賛同賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（工藤 博志議員） 以上で、町長の説明が終わりました。

これから、関係課長の説明を求めます。

初めに、議案第83号、第90号、第92号について、福祉保険課長。

○福祉保険課長（有藤 寿満課長） おはようございます。福祉保険課所管の条例改正議案1件、補正予算議案2件につきまして御説明いたします。

議案集1ページを御覧ください。

議案第83号高千穂町国民健康保険税条例の一部改正について御説明いたします。

平成30年の税制改正により、働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけでなく様々な形で働く人を応援し、働き方改革を後押しする観点から、令和3年1月より給与所得控除額や公的年金控除額を10万円減額し、基礎控除額を10万円増額するなどの個人所得課税が改正されております。

例えば、これまで給与所得者で給与収入が162万5,000円以下の方が申告される場合、経費に当たる65万円の給与所得控除が受けられましたが、1月よりその控除額が10万円減額され、55万円となります。その減額された10万円は、住民税申告の場合、これまで給与所得から申告者1人当たり33万円の基礎控除が10万円増額され、43万円控除されることとなります。

議案集2ページを御覧ください。

これまで国税・地方税の個人所得課税の説明を行いました。今回の国民健康保険税条例の改正は、これらを踏まえた国保税軽減判定所得の算定についてであります。

第22条第1項第1号は7割軽減について、同じく第2号は5割軽減について、第3号は2割軽減についてであります。個人所得課税の改正の影響により、国保税の軽減判定において被保険者に不利益が生じないようにするため、基礎控除額相当分の基準額を現行の33万円から43万円に10万円引き上げられます。

また、一定額以上の所得がある給与所得者や年金所得者が2人以上いる世帯については、基礎控除額相当分の基準額を1人分の10万円引き上げるだけでは不利益が生じるため、世帯の一定額以上の所得がある人数から基礎控除額相当分の1名差し引いた人数に10万円を乗じた額——掛け算した額を基準額に加算することで調整が図られます。これにより給与所得者や年金所得の世帯については、これまでと同じとなり、不利益が生じないこととなります。

また、附則第4項は、公的年金等の所得に係る国民健康保険税の課税の特例についてであります。

「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に修正、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に、「及び山林所得金額」を加えるなどの文言の修正や追加などが主なものであります。

この改正は、令和3年1月1日より施行し、令和3年度以降の国民健康保険税に適用し、令和2年度分までにつきましては従前の条例が適用されます。

次に、議案集47ページを御覧ください。

議案第90号令和2年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明いたします。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,098万2,000円を

追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ19億4,062万2,000円とするものであります。

48ページ、歳入であります。県支出金5万6,000円の増は保険給付費等特別交付金で、歳出のオンライン資格システムに係る広域連合負担金6,000円及び個別健診における情報提供委託料分5万円に伴うものであります。

繰越金1,092万6,000円の増は前年度繰越金であり、一般被保険者療養給付費及び一般被保険者保険税還付金に充当するものであります。

49ページ、歳出であります。総務費6,000円の増は、令和3年3月から運用が開始されますオンライン資格システムに係る広域連合負担金であります。

保険給付費792万6,000円の増は、連合会を經由して医療機関へ支払う一般被保険者療養給付費の増に伴うものであります。

保健事業費5万円の増は、特定健康診査等事業費のうち個別健診情報提供の件数が増加する見込みから、その委託料の増に伴うものであります。

諸支出金300万円の増は一般被保険者保険税還付金であり、新型コロナウイルス感染症の影響により、過年度保険税の還付が増加していることに伴うものであります。

51ページ以降、事項別明細書を添付しておりますので、御参照ください。

次に、議案集77ページを御覧ください。

議案第92号令和2年度高千穂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ142万7,000円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ1億9,369万3,000円とするものであります。

78ページ、歳入のうち、一般会計からの繰入金142万7,000円の減、79ページ、歳出のうち、後期高齢者医療広域連合納付金142万7,000円の減は、低所得者等の保険料軽減分を県費と町費を合わせて一般会計経由で本会計へ繰り入れし、同額を広域連合へ納付するものであります。今回、広域連合がその保険基盤安定負担金の額を決定したことによるものであります。

81ページ以降、事項別明細書を添付しておりますので、御参照ください。

以上、福祉保険課所管の議案3件につきまして、御審議のほどよろしく御願いたします。

○議長（工藤 博志議員） 続いて、議案第84号、第85号、第86号について、教育次長。

○教育次長（河内 晴彦次長） それでは、教育委員会所管の議案第84号から第86号までの3議案について御説明いたします。

議案集の3ページからになります。

初めに、議案第84号教育関係の公の施設に関する条例の一部改正について御説明いたします。

今回の改正は、田原中学校が令和2年度末をもって廃校となり、令和3年4月から高千穂中学校に統合されることを受けて、教育関係の公の施設から田原中学校を削除するため、本条例第2条関係の別表1、学校教育施設の一覧表から田原中学校の項目を削除するものです。

併せて、第4条の条文の中の軽微な表現の修正を行うものであります。

この条例は、令和3年4月1日から施行します。

次に、議案第85号高千穂町文化財保護条例の一部改正について御説明いたします。

このたびの改正は、条文番号の変更と文言の変更です。

1つ目の変更は、条例の第1条中、文化財保護法「第98条第2項」を「第182条第2項」に改めるものです。

以前、第98条第2項に規定されていましたが地方公共団体が重要文化財等以外で独自に指定して、保存や活用のため必要な措置を講ずることができることを意図した条文が第182条第2項に移ったため、条文番号を変更するものです。

もう一つの変更は、第2条中、文化財保護条例とありますが、どの自治体の条例かがはっきりしないため、頭に宮崎県をつけて宮崎県文化財保護条例と表示するものです。

この条例は、公布の日から施行します。

次に、議案第86号高千穂町コミュニティセンター使用料徴収条例の一部改正について御説明いたします。

備考4で、これまでは入場料を半額に減免できるものとして、身体障害者手帳及び療育手帳の所持者等を定めておりましたが、障害者基本法と障害者関連の法の趣旨から、精神障害者保健福祉手帳所持者も入場料減免の対象に加えるものです。

この条例は、令和3年4月1日から施行します。

以上で、教育委員会所管の条例改正議案の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（工藤 博志議員） 続いて、議案第87号、第88号について、企画観光課長。

○企画観光課長（山下 正弘課長） それでは、企画観光課所管の条例改正案件2件について御説明を申し上げます。

議案第87号及び第88号の2件の改正につきましては、先ほど教育次長のほうからありました議案第86号と同様に、障害者基本法、障害者総合支援法など、障害者関連の法律の趣旨に基づいた改正でございます。

まず、議案集9ページ、議案第87号高千穂峡淡水魚水族館入場料徴収条例の一部改正について御説明を申し上げます。

今回の改正は、入場料減免の対象に、現在の身体障害者手帳及び療育手帳所持者に加えて、精

神障害者保健福祉手帳所持者も対象とするものであります。

内容としましては、条例第3条中、入場料を減免できる者として、第1号に精神障害者保健福祉手帳所持者を加えるものです。

次に、議案集11ページ、議案第88号高千穂町光ケーブルネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

改正の目的は、議案第87号同様に、障害者基本法等障害者関連の法の趣旨によるものですが、条例第12条及び第14条において、引込工事費及び利用料の減免についての規定がしてありますが、その中で身体障害者手帳及び療育手帳所持者については減免ができることとしておりますが、この改正で精神障害者保健福祉手帳の所持者もこの減免の対象に加えるものです。

以上、企画観光課所管の条例改正案件2件について御説明を申し上げます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（工藤 博志議員） 続いて、議案第89号、第94号について、財政課長。

○財政課長（佐藤 英次課長） それでは、財政課所管の議案第89号、第94号について御説明いたします。

まず、議案第89号令和2年度高千穂町一般会計補正予算（第5号）について、議案集の13ページをお開きください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,618万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を112億8,639万8,000円とするものであります。

また、第2条で地方債の補正を行うものであります。

それでは、15ページをお開きください。

まず、歳入ですが、分担金及び負担金62万5,000円の増は農業水路等長寿命化、防災・減災事業は事業費の減により減額となっておりますが、農地・農業用施設災害復旧費の個人分担金が増額となっております。

国庫支出金1,269万1,000円の増は、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業が主なものです。

県支出金2,570万9,000円の増は、農地・農業用施設災害復旧費補助金が主なものです。財産収入は5,146万4,000円の減です。道の駅直売所及び同レストラン売上げの減によるものです。

繰入金2,891万9,000円の増は、財源調整のための財政調整基金繰入金です。

諸収入189万6,000円の増は、コミュニティー助成事業の助成金が主なものです。

町債は5,780万8,000円の増ですが、災害復旧事業債です。

次に、歳出について御説明いたします。

議案集の次のページを御覧ください。

主なものについて御説明いたします。

最初に、総務費は1,007万2,000円の減です。「刈干切唄」「サルタフェスタ」の中止に伴う補助金の減額が主なもので、コミュニティー助成事業は180万円の増額です。

民生費は1,614万4,000円の増です。更生医療給付費が660万円、介護保険特別会計への操出金1,088万5,000円の増が主なものです。

衛生費は783万円の増です。

妊婦臨時特別給付金100万円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業609万円が主なものです。

農林水産業費は1,382万2,000円の減です。道の駅高千穂の運営事業費が2,923万3,000円の減、営農継続事業補助金1,310万6,000円、有害獣被害防止対策592万4,000円が増の主なものです。

商工費は2,240万7,000円の増です。天岩戸の湯改修工事費2,114万4,000円が主なものです。

土木費は69万7,000円の増です。人件費の増、木造住宅耐震化事業補助金が減額となっております。

消防費は101万1,000円の増です。防火水槽の工事費の変更増及びポンプ車庫の修繕補助金です。

教育費は1,137万9,000円の増です。田原中学校の閉校記念行事補助金337万3,000円、統合に伴う高千穂中学校の調理器具の購入費337万9,000円、統合型支援システム負担金160万3,000円が主なものです。

最後に、災害復旧費は4,061万円の増です。現年発生林道施設及び農地・農業用施設分です。

以上で、歳入歳出の説明を終わりますが、議案集の19ページ以降に歳入歳出予算の事項別明細書を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

次に、議案第94号高千穂町公の施設等指定管理者の指定について御説明いたします。

現在の指定管理者との高千穂町公の施設及び教育関係の公の施設・指定管理者基本協定書の指定期間が令和3年3月末となっておりますので、新たに公募による募集をしたところであります。

公募の結果、2者の応募がありましたので、町では10月27日に選定委員会を開催し、2者によるプレゼンテーションを受け、質疑等のヒアリングを行い、評価採点表による採点を行ったところであります。11月2日に評価採点表の集計を行い、その結果により指定管理者の候補者を選定しましたので、議会の議決をお願いするものであります。

指定の内容であります。管理を行わせる公の施設及び教育関係の公の施設は、高千穂町総合公園、自然休養村管理センター、武道館、中央体育館、林業者等健康増進用建物——通称・押方体育館、折原グラウンドであります。指定管理者の候補者として、宮崎市生目台西三丁目4番地2、株式会社文化コーポレーション、代表取締役、齊藤総一郎氏を選定したところであります。

指定期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とするものであります。

以上で、財政課所管議案の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（工藤 博志議員） 続いて、議案第91号について、保健センター事務長。

○保健福祉総合センター事務長（林 謙一事務長） それでは、保健福祉総合センター所管の議案1件につきまして御説明いたします。

議案第91号令和2年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明いたします。

議案集の59ページからになります。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,245万4,000円を追加し、補正後の予算総額を15億4,608万7,000円とするものであります。

補正の主なものにつきまして御説明いたします。

まず、62ページの歳入で、国庫支出金が2,294万5,000円、支払基金交付金が2,517万9,000円、県支出金が1,344万5,000円のそれぞれ追加ですが、保険給付費の歳出追加に伴うそれぞれの負担割合に応じた計上と、地域支援事業費の前年度精算に伴う追加交付が主なものであります。

次に、繰入金で1,088万5,000円の追加で、保険給付費の追加に伴う一般会計繰入金の追加が主なものであります。

次に、63ページの歳出ですが、総務費が132万円の追加で制度改正に伴う電算システム改修委託料の追加であります。

次に、保険給付費が7,920万円の追加で、デイサービス事業給付費及び施設介護サービス給付費の不足見込みによる追加が主なものであります。

次に、地域支援事業費が260万円の追加で、デイサービス負担金及び訪問介護サービス負担金を追加するものであります。

次に、予備費が1,066万6,000円の減額で財源調整に伴うものであります。

65ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので、参考にして御審議いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤 博志議員） 続いて、議案第93号について、病院事務長。

○病院事務長（戸高 雄司事務長） それでは、議案第93号令和2年度高千穂町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

議案集の89ページをお開きください。

今回の補正は、第2条で予算第3条に定めた収益的収支のうち、収入の第1項医業収益の額を5,000万円減額し、補正後の額を19億5,511万6,000円に、第2項医業外収益の額を545万8,000円増額し、補正後の額を2億366万8,000円に、第3項特別利益の額を118万円増額し、補正後の額を4,458万円とし、病院事業収益の総額を22億336万4,000円とするものです。

また、支出の第1項医業費用の額を1,505万6,000円増額し、補正後の額を22億6,102万7,000円に、第2項医業外費用の額を110万円増額し、補正後の額を1億4,357万8,000円に、第3項特別損失の額を20万円増額し、補正後の額を4,360万1,000円とし、病院事業費用の総額を24億4,820万6,000円とするものです。

次に、第3条で予算第4条に定めた資本的収支のうち、収入の第2項補助金の額を3,714万5,000円増額し、補正後の額を5,053万4,000円に、第3項固定資産売却収益の額を14万7,000円増額し、補正後の額を14万7,000円とし、資本的収入の総額を1億8,180万8,000円とするものです。

また、支出の第1項建設改良費の額を3,806万5,000円増額し、補正後の額を1億1,524万8,000円とし、資本的支出の総額を2億7,887万2,000円とするものです。

詳細につきましては、議案集91ページからの予算実施計画補正で御説明を申し上げます。

まず、収益的収入につきまして、医業収益の入院収益を現状の実績を考慮いたしまして5,000万円の減額としております。

医業外収益の国県補助金といたしまして、新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業費545万8,000円を、特別利益の固定資産売却益としまして医師住宅売却費98万円、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業医療分といたしまして20万円を計上しております。

次に、収益的支出につきましては、医業費用の材料費311万3,000円を計上し、内訳は、診療材料費258万9,000円、医療用消耗品費52万4,000円となっております。

また、経費1,194万3,000円を計上いたしまして、内訳は、消耗品費97万円、修繕費981万8,000円、委託料115万5,000円となっております。

医業外費用といたしましては、訪問看護費用110万円を計上しているところであります。

特別損失のその他の特別損失20万円は、院内医療従事者慰労金といたしまして、退職者1名

分を計上しております。

次に、議案集92ページ、資本的収入及び支出のうち資本的収入につきまして、県補助金の機器備品購入費3,714万5,000円を、固定資産売却収益として医師住宅売却費14万7,000円を計上しております。

資本的支出につきましては、建設改良費の有形固定資産購入費といたしまして、3,806万5,000円を計上しております。

購入機器につきましては、病棟用の陰圧装置、また外来用の陰圧装置の購入を予定しております。

議案集93ページ以降に、予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表を添付しておりますので、併せて御審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（工藤 博志議員） 以上で、町長提案の日程第5、議案第83号から日程第16、議案第94号までの合計12件について説明が終わりました。

ただいま説明が終わりました議案に対する質疑につきましては、議案熟読の休会を経て、次の会議で行うこととします。

○議長（工藤 博志議員） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しましたので、これにて散会します。

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 御起立をお願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

午前11時10分散会
